

身体拘束廃止指針

介護老人保健施設月形緑苑は、利用者の尊厳を守るため原則として身体拘束を行いません。また、施設サービスの質の向上を図るため不適切ケアの検証、防止に積極的に取り組みます。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は施設長が判断し、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

以上の事を利用者、家族、その代理人に施設利用時に十分説明します。

1 身体拘束廃止委員会の設置開催について

委員長は施設長 委員構成は各課責任者(リスクマネジメント委員に準じる)
委員会開催・・・・・・1回/月 会議記録を作成 内容を全職員に周知徹底

委員会で取り扱う事項

- ・不適切ケアの防止、検証
- ・精神薬等の適正な使用
- ・やむを得ず身体拘束を行う際の事案
- ・利用者の行動抑制につながる事案

2 職員教育について

介護職員その他の職員に対し、身体拘束、虐待防止に向けた事項、不適切ケアの防止についての研修を年2回実施
新任職員には身体拘束に対しての施設の指針、身体拘束の弊害等の基本事項を採用研修時に実施
外部研修受講をすすめ、受講後は全職員対象に伝達講習を行う

3 緊急やむを得ないと施設全体で判断する場合、以下の手続きを経る

臨時身体拘束廃止委員会にて慎重正確な検討の結果、三つの要件を満たした「やむを得ない場合」であることが判断された場合は、施設長（医師）の指示にもとづき下記の手続きに移る。

三つの要件

① 切迫性	利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
② 非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
③ 一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

- ・利用者、家族または代理人への説明

「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に基づき医師、身体拘束廃止委員が詳細な説明を行う。十分な理解と同意が得られた事を確認し署名捺印をもらう

- ・実際に身体拘束を行う場合は、利用者の心身の様態、時間、実施内容を記録する「身体拘束実施報告書」、医師診療録、介護記録に正しく記載

・身体拘束解除を目標に身体拘束廃止委員会、ケアカンファレンスを継続的に開催し検討する。「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過記録・再検討記録」

内容は家族、または代理人に記録を開示し説明をする